

窓口での混雑緩和にご協力ください

3月中旬～4月中旬は引っ越し関連の手続きで窓口が大変混雑します。本市では、**混雑緩和**と感染症予防を目的として以下のサービスの活用を勧めています。手続きの時間・方法を検討しましょう。



こちらから↑

窓口の混雑状況をリアルタイムで確認!

区役所区民課と4つの総合出張所(託麻、幸田、清水、龍田)では、**発券後の呼出状況や待ち時間をスマートフォンから確認**できます。待合所での混雑を避け、車内やお買い物先などで待つ際にも便利な機能です。ぜひ活用ください!(窓口によって対応していない業務もあり)

証明書取得はコンビニが便利!

住民票の写しや戸籍謄本等の発行は、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付が大変便利です。コンビニ交付を利用することで混雑する窓口を避けることができ、交付手数料もお安くなります。(戸籍関係証明書除く)

また、郵便請求による証明書交付も可能です。(証明書の取得まで14日程度必要)

転出届を郵送で受け付けします

感染症拡大防止のため、当面の緊急措置として転出届を郵便で受け付けます。ただし、**転入届は**転入先の窓口での**手続きが必要**ですので、ご注意ください。

詳しくは、市ホームページへ。

(地域政策課 ☎096-328-2031)

【中小企業者等対象】 総合相談窓口を 開設しています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者および小規模企業者等を対象に、経営や資金繰り、行政の支援策等の相談に、電話・メール等でお答えします。

相談窓口

☎096-355-2112

ファクス 096-355-2120

メール corona-keieishien@stsplaza.jp

受付時間

月～金曜日 午前9時～午後5時

(祝日、毎月第3水曜日は除く)

また、中小企業診断士等の専門家による面談相談(予約制)も受け付けています。希望する方は上記電話番号へ問い合わせください。

(商業金融課 ☎096-328-2424)

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意!

国民生活センターから、新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した相談が、全国の消費生活センター等に寄せられています。その中から特に、悪質な事例を、被害の未然防止のために紹介します。



事例 1

マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた

「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、マスクを無料送付する。確認をお願いします」と記載され、URLが付いたSMSがスマートフォンに届いた。怪しいのではないかと

消費者へのアドバイス

心当たりのない送信元から怪しいメールやSMSが届いても、反応しないようにしましょう

マスクの入手が困難な状況に便乗し、「マスクを無料で送付する」などと消費者の関心を引き、メッセージ内のURLをクリックさせる手口と思われる相談が寄せられています。URLにアクセスすると、フィッシングサイトに誘導され、スマートフォンに不正なアプリがインストールされたり、個人情報取得されたりする可能性があります。

心当たりのない不審な送信元からメール等が届いた場合、メールに記載されたURLには絶対にアクセスしないようにしましょう。また、実在する事業者名等が記載されていた場合でも、メール内の番号に電話したり、URLをクリックしたりせず、不安に思ったら、事業者のホームページや問い合わせ窓口を確認しましょう。ホームページ上に注意喚起情報が掲載されていることもあります。

事例 2

新型コロナウイルス流行拡大の影響で金の相場が上がるとして、金を買う権利を申し込むように言われた

突然自宅を訪問してきた業者から、「新型コロナウイルスの影響で中国の経済がガタガタになっている。金の相場が上がることは間違いない。今申し込めば、高騰する前の金額で金を買う枠が当たるかもしれないから、すぐに申し込んだ方がよい」と勧誘された。業者の話は事実か。

消費者へのアドバイス

新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さないようにしましょう

新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動への影響を口実にして、「金の相場が上がることは間違いない」等、怪しい投資を勧誘されたという相談が寄せられています。話に少しでも怪しいと思うところがあったら、その場できっぱりと断り、絶対にお金を支払ったり、契約したりしないようにしましょう。

不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、消費者センターに相談ください。(消費者センター ☎096-353-2500)

施設の利用を中止した場合は 納付済みの 施設利用料を返金します

感染拡大防止を目的として、施設利用の中止を行った場合、納付済み施設利用料の返金を行います。詳しくは、各施設に問い合わせください。

主な対象施設(市有施設)

- 公民館、地域コミュニティセンター
- 熊本城ホール、市民会館、国際交流会館、くまもと森都心プラザ、その他文化施設
- 総合体育館・青年会館、総合屋内プール、体育館その他スポーツ施設、有料公園施設
- 流通情報会館、食品交流会館、ほか

対象期間

1月16日(国内初感染公表日)以降の利用予定分
※今後の取り扱いについては、感染の拡大状況等を踏まえ、改めて決定します。

(財政課 ☎096-328-2085)

人権への配慮について

感染された方、病院関係者、病院に通われている方などに対して誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることを防ぐよう、新型コロナウイルス感染症についての正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

《不当な差別やいじめ等の人権問題について相談を受け付けます》

【人権擁護委員による人権相談】

○区役所での人権相談(月2回または4回開催。要事前予約)

日時など詳しくは、区役所総務企画課※へ

※問い合わせは17～19ページの「区からのお知らせ」の各区コーナー左上に記載の電話番号(区役所代表電話)から

○みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110

○子どもの人権110番(全国共通通話料無料) ☎0120-007-110

○女性の人権ホットライン(全国共通) ☎0570-070-810

○外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

○インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(人権推進総室 ☎096-328-2333)

